第十二条第二項の表都道府県の項第一号中「平成十九年」を「平成二十年」に改め、同表市町村の項第二号中「昭和五十五年度」を「昭和五十六年度」に、「四〇」を「四八」に、「四一円」を「四九円」に改め、同条第四項の表都道府県の項第一号中「0.426」を「0.405」に、「0.485」を「0.483」に、「2.094」を「2.093」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　港湾費	漁港に係る外郭施設の延長当たり	漁港における外郭施設の延長当たり海面に係る水産業者数	算式 $0.776+0.224\times A\times\left(\frac{B}{0.169}\times 0.9+0.1\right)\times 8.273$ 算式の符号 A　漁港における外郭施設の延長当たり海面に係る水産業者数 B　漁業就業者比率

第十二条第四項の表都道府県の項第三号中「2.342」を「2.234」に、「15.826」を「15.383」に、「0.35587」を「0.34009」に改め、同項第四号中「0.302」を「0.264」に、「0.121」を「0.106」に改め、同表市町村の項第一号中「15.6」を「17.0」に、「4.1」を「5.1」に、「1.29」を「1.30」に、「1.68」を「1.72」に改め、同項第二号中「昭和60年度」を「昭和61年度」に、「昭和55年度」を「昭和56年度」に、「昭和59年度」を「昭和60年度」に改め、同項第三号中「2.020」を「2.200」に、「5.113」を「5.198」に、「3.161」を「3.168」に、「2.204」を「2.241」に、「2.042」を「2.039」に改め、同条第五項の表市町村の項第一号中「321」を「320」に改める。

第十二条第六項の表都道府県の項第一号算式を次のように改める。

			算式 $\dfrac{\sum_{n=2}^{20}(B_n\times C_n)+\sum_{n=4}^{13}(D_n\times E_n)\times\frac{\alpha}{0.30}+\sum_{n=14}^{20}(F_n\times G_n)+\sum_{n=8}^{20}(H_n\times I_n)+\sum_{n=12}^{20}(J_n\times K_n)+L_n\times M_n+N_n\times O_n}{2{,}167{,}000円\times A}+P_n\times Q_n+R_n\times S_n+T_n\times U_n+\sum_{n=15}^{20}(V_n\times W_n)+X_n\times Y_n$

第十二条第六項の表都道府県の項第一号算式の符号L_n、M_{15}、M_{16}、M_{17}、M_{18}、M_{19}及びM_{20}を同号算式の符号V_n、W_{15}、W_{16}、W_{17}、W_{18}、W_{19}及びW_{20}とする。

第十二条第六項の表都道府県の項第一号算式の符号B_n中「以下この表において同じ。）に係るもの」の下に「、ふるさと農道・林道緊急整備事業に係るもの、被災市街地復興特例事業に係るもの」を加え、同号算式の符号C_{15}を削り、同号算式の符号C_2中「平成２年度において」を削り、「0.019」を「0.018」に改め、同号算式の符号C_3中「（平成３年度において地方財政法第５条の５第１項の規定に基づき市場公募地方債を発行した都道府県をいう。以下同じ。）」を削り、「0.019」を「0.018」に改め、同号算式の符号C_4中「0.020」を「0.019」に改め、同号算式の符号C_5中「0.019」を「0.018」に改め、同号算式の符号C_7中「0.022」を「0.021」に改め、同号算式の符号C_9中「0.017」を「0.016」に改め、同号算式の符号C_{10}中「0.016」を「0.015」に改め、同号算式の符号C_{11}中「0.022」を「0.021」に、「0.025」を「0.024」に改め、同号算式の符号中「$C_{15}=0.022$」を「$C_{15}=0.021$」に、「$C_{17}=0.022$」を「$C_{17}=0.021$」に、「$C_{18}=0.006$」を「$C_{18}=0.021$」に改め、同号算式の符号E_3中「0.013」を「0.012」に、「0.007」を「0.006」に改め、同号算式の符号E_5中「0.017」を「0.016」に改め、同号算式の符号E_6中「0.023」を「0.021」に、「0.005」を「0.003」に改め、同号算式の符号E_7中「0.023」を「0.022」に改め、同号算式の符号中「$G_{15}=0.022$」を「$G_{15}=0.021$」に、「$G_{17}=0.022$」を「$G_{17}=0.021$」に、「$G_{18}=0.006$」を「$G_{18}=0.021$」に改め、同号算式の符号I_8中「0.074」を「0.073」に改め、同号算式の符号I_{11}中「0.074」を「0.073」に改め、同号算式の符号中「$I_{12}=0.086$」を「$I_{12}=0.085$」に、「$I_{17}=0.034$」を「$I_{17}=0.033$」に、「$I_{18}=0.009$」を「$I_{18}=0.035$」に、「$K_{13}=0.057$」を「$K_{13}=0.056$」に、「$K_{15}=0.058$」を「$K_{15}=0.057$」に、「$K_{16}=0.058$」を「$K_{16}=0.057$」に、「$K_{17}=0.058$」を「$K_{17}=0.057$」に、「$K_{18}=0.015$」を「$K_{18}=0.057$」に改め、同号算式の符号K_{20}の次に次のように加える。

			L_n　平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち通常事業に係るもの（農道及び林道の整備事業に係るものを除く。）の額 $M_{21}=0.005$ N_n　平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち臨時事業に係るもの（地方特定道路整備事業に係るもの、ふるさと農道・林道緊急整備事業に係るもの及び被災市街地復興特別事業に係るものを除く。）の額 $O_{21}=0.005$ P_n　平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち臨時事業の地方特定道路整備事業に係るもの（平成21年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額 $Q_{21}=0.005$ R_n　平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち臨時事業の地方特定道路整備事業に係るもの（平成21年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものに限る。）の額 $S_{21}=0.008$ T_n　平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別事業に係るものの額 $U_{21}=0.012$

第十二条第六項の表都道府県の項第一号算式の符号W_{20}の次に次のように加える。

			X_n　平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た一般公共事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成21年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成21年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高規格幹線道路建設事業に係るもの（高速自動車国道建設事業に係るものを除く。）の額 $Y_{21}=0.008$